

(個人用)

行政視察等報告書（個人用）

令和6年8月4日

知立市議会議長 様

報 告 者	那須幸子
日 時	令和6年7月30日
視察（研修）場所	三重県鈴鹿市
目 的	5歳児健診について
【概 要】 《5歳児健診について》 ○健診実施までの経緯 実施に至った背景 ・3歳児健診では集団場面での苦手さを見つけることが難しい ・3歳児健診以降、就学時健診まで健診がない。 ・就学時健診では、就学までに十分な支援を行うことが難しい ・発達に関する相談の増加 ・小1プロブレムの増加 鈴鹿市の5歳児健診の目的 ・集団生活へのなじみにくさや苦手さに早い時期に気づき、適切な支援を就学前から始める ・健診をきっかけとし、保護者が関係機関との相談を通して、子どもへの適切な接し方や発達についての心配事などを解消する 対象年齢 ・実施年度に満5歳(4歳児クラス)になる子ども	

根拠

- ・ 集団生活へのなじみにくさや苦手さに気づきやすくなる時期
- ・ 就学までに約 1 年間あり、支援をしていくための期間の確保

集団適応健診モデル事業（平成 28 年度～30 年度）

- ・ 平成 28 年度 約 70 名
公立保育所・幼稚園 2 園
- ・ 平成 29 年度 約 700 名
公立保育所・幼稚園全園(20 園)
私立保育園 2・幼稚園 1
認定こども園 1
- ・ 平成 30 年度 約 1700 名
公私立保育園・幼稚園全園(60 園)
在宅児等

○5 歳児健診(鈴鹿方式)の特徴

- 子どもの在籍園に職員が出向き、健診を実施する
- 在宅の子どもは、市役所で健診を実施する
- 保健士・保育士・教員・心理士等の専門職の職員が健診に従事する
- 集団観察と個別健診の両方を実施する
- 心理士は必ず健診に参加し、在籍園に支援の提案を行う
- 嘱託医の監修を受けて、最終判定となる

○健診全体の流れ

問診票の送付



問診票回収・打ち合わせ・準備



健診当日(集団観察・個別健診・カンファレンス)



保護者へ結果通知



健診後フォロー



小学校への引継ぎ支援会議・就学後フォロー

○課題

- 支援が必要な児童や保護者への対応の充実
- 外国人市民について、すべての言語に対応することが難しい
- 未受診児、転入児に対しての支援方法の充実
- 教育部門と連携を密にしていく必要がある
- 児童の対応をする現場の職員への支援

【所感、知立市政への反映に向けた課題等】

私自身これまで5歳児健診の目的の一つは、保護者が発達障がいにより早く気づき、早期療養によって二次障がいを予防することができ、就学に向けての指導ができることであると認識しておりました。

しかし鈴鹿市の5歳児健診事業は、障がいや病気を特定するためだけのものではなく、健診をきっかけに保護者が関係機関との相談の機会を持つことで子どもへの対応の充実、心配事の解消につなげる事を目的としております。

鈴鹿市の5歳児健診事業は令和6年度より、子ども家庭センターで子ども保健課(1歳6ヶ月児・3歳児健診)と子ども家庭支援課(5歳児健診)が情報共有・連携して行っており、子ども家庭支援課では発達支援グループ(5歳児健診)と教育相談グループ(就学相談)と支援体制が大変充実しております。

なかでも発達支援グループでは保育士・保健士・教員9名で市内53園を分担して担当しております。

保護者からのアンケートにも5歳児健診の有効性について96%がよいと思うと回答しており、個別面談についても98%がよく分かったと答えております。

3歳児健診までの検診では集団行動における問題は明確になりにくいですが、5歳児であれば幼稚園・保育園などで集団生活を経験しているため、発達上の問題を明らかにしやすいと言われております。

鈴鹿方式では、要支援と既支援判定の保護者面談の際につねに連絡を取り合える関係を築けるようにしており、このような子育ての不安やストレスを払拭できる相談体制が重要だと強く感じました。

知立市とでは地域性も異なり、実施にむけての課題は多くありますが、5歳児健診の結果を受けて親が子どもへの理解を深め、自ら問題に対応できる具体的な方法を学びながら自信をもって子育てができ、就学までの1年間しっかり子どもと向き合うことができる5歳児健診事業の必要性を強く感じました。

また早期から保護者が必要とする相談ができる支援の場を増やしていくことも重要であり、その機会を含めた知立市においての5歳児健診事業の実施に向け取り組んでいきたいと考えます。

(個人用)

行政視察等報告書（個人用）

令和 6 年 8 月 4 日

知立市議会議長 様

報 告 者	那須幸子						
日 時	令和 6 年 7 月 30 日						
視察（研修）場所	三重県鈴鹿市						
目 的	不育症治療費の助成について						
【概 要】 ◆事業導入までの経緯について ・ 三重県において、平成 26 年度から市町に助成する形で、不育症治療費助成制度の開始。 ・ 平成 27 年度より、三重県産婦人科医会(県内の産婦人科が所属)で、「不育症治療を受けるご夫婦への支援を考えるワーキンググループ」を開催し、不育症スクリーニング項目の検討を行っている。 ・ 平成 29 年度より少子化対策の一環として不育症治療費の助成制度を開始。 ◆実績 三重県 <table><tr><td>平成 26 年度</td><td>9 件</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>10 件</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>14 件</td></tr></table>		平成 26 年度	9 件	平成 27 年度	10 件	平成 28 年度	14 件
平成 26 年度	9 件						
平成 27 年度	10 件						
平成 28 年度	14 件						

◆周知方法

- ・本庁・保健センター等の公共施設の窓口や、産婦人科医療機関へのリーフレットの設置。
- ・市ウェブサイト、市子育て情報誌、「くらしの便利帳」への掲載。
- ・市内の「日本産婦人科学会専門医を有する医療機関」との連携を図り、対象になる方には助成制度の申請を進めている。

◆県と市の助成の連携について

- ・県は、市町が本事業のために支出した費用に対し、2分の1の補助率を乗じた額を補助する。
- ・市としては、1治療期間における助成金対象経費に、2分の1を乗じて得た金額とする。

◆不育症治療費助成実績(鈴鹿市)

令和元年度	5件	
令和2年度	6件	
令和3年度	8件	(令和3年度から県から市への補助金について所得制限が撤廃された)
令和4年度	26件	
令和5年度	37件	

◆精神面での相談体制について

- ・令和6年4月1日「こども家庭センター設置」に伴い、子ども保育課を新設し、児童福祉機能と同じ部局にし、連携しやすいよう整備。
- ・面談スペースを設け、ゆっくり相談できる体制を整えている。
- ・保健師や助産師の専門職につなげている。
- ・より専門的な支援が必要な場合は専門の医療機関や三重県不妊専門相談センターを案内する。
- ・不妊専門相談センターでの意見交換会の実施。

◆予算額

- ・令和 5 年度までは、30 万円。
令和 6 年度は 33 万円。
実績に応じて、予算計上。

◆【所感、知立市政への反映に向けた課題等】

不育症は、妊娠をすることが困難な不妊症とは異なり、妊娠はしますが 2 回以上の流産、死産を繰り返し、赤ちゃんを授かることのできない病態や症候群のことをいいます。

厚生労働省は、2 回連続した流産、死産を繰り返し子どもがもてない状況を不育症と診断すると定義しており、不育症患者は全国で約 140 万人、妊娠した女性の 16 人に 1 人が不育症と言われています。

今回の視察を通し、流産を繰り返すことによりストレスを抱え、更に治療費が高額のため出産を諦めてしまう方たちにとって、この助成制度はありがたい取り組みで、心の支えにもなる制度であると強く感じました。また、「妊娠からの切れ目のない支援」に繋がっていく少子化対策の重要な取り組みであると感じました。

平成 24 年 10 月 1 日に制定された「知立市子ども条例」にもあるように、安全な妊娠・出産の支援となるよう、子育て世代が安心できる知立市の子育て支援策の一つとして、この助成制度が盛り込まれることを要望していきたいと考えます。

※報告書は視察（研修）場所ごとに作成してください。

報告書は視察（研修）終了後 1 週間以内に提出してください。